

<p>○財務省告示第二百八十四号 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年九月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。 平成二十九年十月十一日 財務大臣 麻生 太郎</p>	<p>一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第十回） 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項 三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 四 発行方法 利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債競争入札発行」という。）</p>	<p>五 募入決定の方法</p>
--	--	------------------

十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八
償還期限	第二期以後の利子	初期利子	の払込み	経過利率	発行価格	発行日	振替単位	最低額面金
平成六十九年三月二十日	て、その日以、前六月間に属する	平成三十年三月二十日	額面金額の総額 $\times \frac{0.9}{100} \times \frac{8}{365}$	年〇・九パーセント	十七銭	平成二十九年九月二十八日	振替法の規定による振替口座簿	五万円
	す。額面金額 $\times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$	と、式により算出した	る。	募入決定の通知を受けた者は、	額面金額百円につき九十六円二	す。	の記載又は記録は、最低額面金	
	次号及び第十六号において規定	が銀行休業日に当たるときは、	り算出した金額を第二十号に規	払込金額に加えて、次の算式によ		額を整数の金額によるものと		
	す。額面金額 $\times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$	その翌営業日に支払う（以下、						
	毎年三月二十日及び九月二十日	を、支払期とし、各支払期におい						
	利子を支払う。							

二 十 十 十
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償
込 者 札 場 利 還
期 参 所 金 金
日 加 支 額

平 財 日 額
成 務 本 面
二 大 銀 金
十 臣 行 額
九 か ら 百
年 通 円
九 知 に
月 受 つ
二 き
十 け 百
八 た 円
日 者